

ヲ解散之也ヤ平 結局組合ト組合トノ契約ハ
有名無実ノモノトナリ 殊ニ之ハ爲メ衆所共知
ニ於テハ其後第百條中ノ標榜トカ右商標
ヲ棄テシム 蓋シ此ハ 既ヨ西日工部ニ於テ解
決ノ努力ハトナリカ如シ

契約書(第一條)

土岐津煙草組合及石巻陶器會ニ相互ニ支那團體
ト認メ左ノ契約ヲ締結ス

- 第一條 支那五年十月五日ヨリ一印ノ工銀價ヲ
従来ノ一割五分増トシ必ク実行ス但今多ク金廿四日
ヨリ十日迄ハ従来ノ一割増ニテ計算ス
 - 第二條 一日作業者ハ正味十時上ニ時外作
業ヲ必要トスル場合ハ陶器組合深支那ノ系
認テ得價銀ハ二割五分増ニテ支拂フコトス
 - 第三條 最近賃銀ハ一日金二円トス
- 但此ノ賃増ハ本業ニ従テ之ハ上ニ滿テケル以上ノ
増ニテトナリ男ハ子三限ヲ適用ス婦ハ一五十九